

## 寄稿



## 電子帳簿保存法改正で何が変わるか

## ～業務の効率化に向けてすべきこと～

(株)ビジネスブレイン太田昭和 公認会計士/税理士 矢野敬一

(株) ビジネスブレイン太田昭和 公認会計士/税理士

矢野敬一 (やの けいいち)

公認会計士/税理士。学習院大学法学部法学科卒業後、朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社後、大手ERPベンダーを経て現職。内部統制支援、経理業務改革、ERPの導入を行う中で、近年はペーパーレスの専門家として多くの業務改革プロジェクトに従事。セミナーでも多数講演している。

## はじめに

令和3年度も電子帳簿保存法が改正され（表/P7）、令和4年1月1日から施行されます。改正内容には①帳簿書類の保存、②スキャナ保存、③電子取引の保存がありますが、ペーパーレス業務に関係の深い「②スキャナ保存」と「③電子取引の保存」についてご説明します。

## スキャナ保存の法改正概要

スキャナ保存の改正内容には二面あります。一面が制度緩和という側面、もう一面が罰則の強化という側面

です。この両面を加味すると、電子帳簿保存法の要求水準は変わっておらず、水準の求められ方が変わりました。

従来の電子帳簿保存法は、プロセスについて詳細に決められ遵守する必要がありましたが、新制度は到達すべき目標・結果が定められ、当該結果に到達しなかった場合の罰則規定が設けられました。つまり、従来はプロセス責任が問われ、新制度では結果責任が求められるようになり、その代わりにプロセスについては、各企業が自由度をもって決めることができるようになりました。

## スキャナ保存の要件緩和

では、制度緩和の側面からご説明します。まず、承認制度が廃止されました。承認申請書等作成・税務署への提出という行為が不要になり煩雑さがなくなりました。ですが、電子帳簿保存法が適用される前に、国税当局がチェックして、要件違反となるポイントを事前に指摘す

TOSHIBA

## ひとりひとりの暮らしを支えるAIを。

いつの時代も東芝は、技術によって未来を切り拓いてきました。

これまでにないものを生み出そうという創業からの想いは、今も変わりません。

かつて日本初<sup>\*</sup>の白熱電球を生み出し、人々の生活に明かりを灯したように。

それぞれの現場で確かな仕事をする、東芝ならではのAIを、これからも。

\*1890年に東芝の前身「白熱舎」が日本で初めての白熱電球を製造

人を見つめ、ビジネスを見つめ、AIを最適なソリューションに。東芝のAI

東芝デジタルソリューションズ株式会社

www.toshiba-sol.co.jp

る機会がなくなったということにもなります。従って、各企業が国税調査の際に指摘されることがないように、自主的に計画を策定する必要があります。

次に、タイムスタンプの付与期間ですが、従来は「おおむね3営業日以内」という規定がありましたが、「最長約2カ月以内」に変わりました。また、書類の受領者がスキャンする際に、従来は自己署名が要求されていましたが、新制度では不要になりました。同じ領収書を使って複数の人が経費精算をするといった「領収書の使い回し」が考えられますが、こうした使い回しを防止するため、上記制度が設けられていました。

今後、新制度では企業が、自主的に領収書の使い回しといった不正の防止方法を検討する必要が生まれました。例えば、簡単な仕組みとして同じ領収書、つまり同じ領収年月日・取引先・金額の領収書があれば、経費精算システムからアラートを出すといった方法も考えられます。このように、電子帳簿保存法が求める「結果」を実現するために、上手にITを活用して、業務が効率化する可能性が拡大したと言えるでしょう。

### 適正保存担保のための措置

ここからは、二つ目の側面、つまり罰則規定（適正保存を担保するための措置）の強化をご説明します。取引情報に関して、隠蔽仮装された事実に基づき修正申告等がされた場合、通常加重税に10%加重した額が課されることになりました。また、保存要件を満たさない電

磁的記録については、国税関係書類等と取り扱わないことが明確化されました。

「国税関係書類等と取り扱わない」とは、例えば領収書データがあっても、それを領収書として取り扱わないということです。その結果、損金が否認されることに繋がる可能性が高まりました。

### 業務効率化に大きな差異が生じる

スキャナ保存の制度は緩和された側面がありますが、一方で、罰則規定を設けることにより、企業の到達すべきゴールが明確化されたと考えられます。緩和されたからと言って何もしなくても良いわけではなく（何もしないと罰則規定が待っています）、各企業は自主的に計画を策定し、業務手順等を検討しなければなりません。

言い換えれば、ペーパーレス業務の取り組み方により、企業の業務効率化に大きな差異が生じる余地が大きくなった制度改正である、と言えるでしょう。

### 電子取引の法改正概要

電子取引については緩和という側面は乏しく、要件をスキャナ保存の制度に揃えた印象です。

特徴的な点として、保存形態について従来は、電子取引を紙に印刷して保存することが認められていましたが、新制度では紙での保存が禁止され、電子データで授受したものは電子データでの保存が義務化されました。検索できる状態で電子保存することが義務化されています。

**OKI** *Open up your dreams*

OKI <https://www.oki.com/jp/>



社会の大丈夫をつくっていく。

## 電子取引化でITに求められる役割

これまで、紙で受領する書類と電子で受け取ったデータも紙印刷することで、紙で取引情報に関する一式の書類を管理することができました。しかし、電子取引について電子データでの保存が義務化されたことと、ペーパーレス化が進んでいる状況を踏まえると、これからは、紙で受領したものも含めて、取引先と授受し

た取引情報は、書類であってもデータであっても、電子データの状態で一式を管理するようになるでしょう。

つまり、会社の取引データを一式で管理するような仕組みづくりが求められており、ITに対する期待が高まっている状況にあると言えます。

令和3年度の税制改正を機に、ペーパーレス化を進め、業務効率化の一層の進展を図られてはいかがでしょうか。

(表) 令和3年度税制改正による電子帳簿保存法の改正

		従来の制度	→	令和3年改正適用後の新制度 (令和4年1月1日施行)
<b>1 スキャナ保存</b>				
①	承認制度	承認制度(新規申請の3カ月前までに申請が必要)		廃止
②	タイムスタンプ要件の緩和(受領者がスキャンする場合)			
1	タイムスタンプ付与期間	おおむね3営業日以内		最長約2カ月以内
2	自己署名	必要		不要
3	タイムスタンプ不要なシステム	定めなし		訂正または削除を行った事実を確認できるシステム(訂正または削除を行うことができないシステムを含む)
③	適正事務処理要件(重要書類の場合)	相互けん制、定期的なチェック、再発防止		廃止
④	検索要件の緩和			
1	検索項目	取引年月日/その他の日付/取引金額/その他主要な記録項目		取引等の年月日/取引金額/取引先/(相互関連性を示す項目)
2	範囲指定検索/組み合わせ検索	同上		国税職員の求めに応じ、データをダウンロードできる場合、左記機能は不要
<b>2 電子取引データ保存</b>				
①	タイムスタンプ付与期間(真実性の確保方法をタイムスタンプ付与とする場合)	遅滞なく		最長約2カ月以内
②	保存形態	電子データ(書面に印刷して保存可)		電子データのみ
③	検索要件の緩和	スキャナ保存と同様		スキャナ保存と同様
<b>3 適正保存担保のための措置</b>				
①	不正行為を抑止する担保措置	なし		隠蔽または仮装に基づく修正申告等⇒重加算税を増額(+10%)
②	保存要件を満たさないスキャンデータ、電子取引データの取扱い	明文の規定なし		国税関係書類等と取り扱わない(災害その他やむを得ない事情により、当該保存要件に従って保存できなかったことを証明した場合を除く)



**MITSUBISHI ELECTRIC**  
Changes for the Better





Crossing for

総合電機メーカーならではの  
強みを掛け合わせて、社会課題の解決へいち早く。  
三菱電機は、そんな思いのもと、  
ITソリューションを進化させていきます。

 エネルギー

 公共

 交通

 ビル

 宇宙・通信

 産業・FA

 自動車機器

 半導体・電子デバイス

 空調・冷熱

 ホームエレクトロニクス



ITソリューション

AI IoT ビッグデータ セキュリティ 電子認証

力を、掛け算。

**三菱電機のITソリューション**

www.MitsubishiElectric.co.jp/it/ 三菱電機株式会社